大阪市教組

2018.7.31

号外

市教組:要求書の内容は現場教職員の切実な要求である。市教委:勤務労働条件にかかわっては誠意をもって協議してまいりたい。

発行所 大阪市教職員組合 TEL(6942)3561(代) FAX(6943)8039 発行人: 岡本 共右

市教組は、7月31日、教職員の勤務労働条件ならびに施設設備の改善に関する要求書を教育委員会に手交した。交渉の中で、岡本委員長は、「本日手交した要求書は、いずれも現場の教職員にとって切実な要求であり、教育委員会は、この趣旨を十分踏まえた誠意ある回答を行うよう要請しておく。また、今後、誠意を持って交渉・協議を行うことを求めておく。」と教育委員会を質した。これに対し、教育委員会からは、井上教務部長が、「多岐にわたる本日のご要求につきましては、その趣旨を踏まえ、今後、各所管、関係先等とも十分検討を重ね、勤務労働条件にかかわっては誠意をもって協議いたしてまいりたい。」と回答した。

なお、要求書については、裏面に記載 交渉の概要は以下のとおり

(※市教組・・・組 市教委・・・市)

組: ただいまから、市教組の勤務労働条件に関する要求並 びに施設設備の改善に関する要求等についての申し入 れ交渉を行う。

組: 要求書の手交に先立ち、一言述べさせていただく。 本日、手交する要求書は、学校園現場に勤務する教職 員の総意であり、いずれも切実な要求事項である。

学校園現場では、日々、子どもたちのために、教職員が自らの権利をも顧みず一丸となって働いているのが現状である。学校園現場で働く教職員を支えるとともに、それぞれの学校園の保育・教育の実態を把握し、改善に向けた施策を行うことが教育行政を担う教育委員

会の責務である。

教職員の多忙化の問題については大きな社会問題となっており、17年12月の中教審特別部会「中間まとめ」を受け、文部科学省は、12月に緊急対策、2月に事務次官通知を発出した。教職員の長時間勤務の解消は喫緊の課題である。教育委員会として改善に向けた努力はされているものの、依然として、月80時間以上時間外勤務を行った人の割合は改善されず、長時間労働による過労から体調を壊す教職員が後を絶たない。そもそも、教職員の業務量は7時間45分に収まるものではなく、45分の休憩時間を取ることもできない教職員も多い。業務量そのものを減らす施策が必要であり、教育委員会は、教職員の多忙化解消に向けた抜本的な施策を早急に示してもらいたい。

人事評価の相対化や評価結果の給与等への反映についても、子どもを育てるという長期にわたる、またひとりとして同じ子どもがいない、そして多様な人々が子どもに関わる事が大切である学校という職場において、なじむ制度ではない。

教職員が健康で安心して、定年退職まで働き続けられる職場環境、勤務労働条件にすることは教育委員会の責務であり、そのことが大阪市の子どもたちの教育の充実につながることを申し上げて、冒頭のあいさつとする。それでは、要求書の手交を行う。

<要求書の手交>

組: 冒頭でも申し上げたが、ただいま手交した「勤務労 働条件・施設設備の改善に関する要求書」、ならびに 各専門部の要求書は、いずれも現場の教職員にとって切実な要求であり、教育委員会におかれては、この趣旨を十分踏まえた誠意ある回答を行うよう要請しておく。また、教育委員会として、誠意を持って交渉・協議を行うことを求めておく。それでは、それぞれの要求書について、読み上げるとともに、趣旨を説明する。

<要求書の読み上げと趣旨説明>

市: ただいま、大阪市教職員組合の皆様方から、勤務 労働条件の改善に関するご要求をお受けしたところ でございます。岡本委員長からご指摘のありました 教職員の長時間労働については、教育委員会として 取り組んでいかなければならない喫緊の課題である と認識しておりますことから、局内横断的に取り組 むために設置した学校業務改善ワーキンググループ において、学校園の業務の改善を通じた、教職員の 負担軽減や、教員が子どもと向き合う時間を今まで 以上に確保するために、コンサルタント会社による 業務改善策の作成など、様々な検討や取り組みを行 っているところでございます。

多岐にわたる本日のご要求につきましては、その 趣旨を踏まえ、今後、各所管、関係先等とも十分検 討を重ね、勤務労働条件にかかわっては誠意をもっ て協議いたしてまいりたいと存じますので、本日の ところはよろしくお願いいたします。

組: それでは、次回以降の折衝を踏まえ、回答交渉の中で誠意ある回答がなされるよう求めて、本日の交渉は一時中断する。

2018年 7月31日

大阪市教育委員会 教育長 山本晋次 様 大阪市こども青少年局 局長 佐藤充子 様

> 大阪市教職員組合 執行委員長 岡本共右

教職員の勤務労働条件ならびに施設設備の改善に関する要求書

大阪市教職員組合(以下、市教組)は、教職員の勤務労働条件ならびに施設設備の改善について、以下のとおり要求する。

大阪市教育委員会 (以下、教育委員会) におかれては、これらの要求を真摯に受け止め、要求 実現のために努力されたい。

<勤務労働条件について>

- 1. 教育委員会は、市教組に対して労使対等の原則を厳守し、教職員の勤務労働条件に係る事項については、一方的な実施を行わず誠意ある対応を行うこと。
- 2. 学校園職場における教職員の休憩時間の取得状況を明らかにするとともに、改善に向けた具体的方策を述べられたい。併せて、時間外勤務をはじめとする教職員の長時間勤務の実態を明らかにするとともに、改善に向けた具体的方策を述べられたい。
- 3. 学校園職場の労働安全衛生委員会の設置や「長時間勤務職員に対する面接指導」の実施状況 を明らかにすること、また、労働安全衛生体制の更なる充実を図ること。
- 4. 修学旅行など泊を伴う行事の付き添い業務については、養護教諭をはじめ当該学年以外の教職員の意向が十分反映されるよう指導を行うこと。
- 5. 教職員の病気休職者や早期退職者が他府県に比べて多い現状について、教育委員会の認識と 具体的方策を述べられたい。また、学校園職場におけるメンタルヘルス対策事業の充実を図 ること。
- 6. 教職員の定期健康診断の更なる充実を図るとともに検診結果に基づく精密検査を実施すること。また、「要精密検査」「要医療」等で受診を行う教職員については、職務免除扱いとすること。
- 7. 福利厚生事業については、教職員の健康維持と勤務意欲向上につながるよう、更なる充実を 図ること。
- 8. 「大阪市特定事業主行動計画」の趣旨を踏まえ、事業主として職場環境の更なる改善等、教職員が安心して育児や仕事に取り組めるよう施策を充実させること。また、男性教職員の育児休業取得を促進するための施策を講じること。
- 9.「セクシュアルハラスメント防止に関するガイドライン」をすべての職場に周知徹底するとともに、管理監督者の意識を高め、セクシュアルハラスメントのない環境づくりに努めること。また、被害者の人権を尊重した相談体制の充実、救済システムの活用などを進めるとともに、指導・研修により加害者の再発防止に努めること。
- 10. 「パワー・ハラスメントの防止等に関する指針」をすべての職場に周知徹底するとともに、パワー・ハラスメントのない職場環境づくりのため、指針をもとに管理職の研修を充実させること。また、相談体制を充実させ被害者を救済するシステムを確立するとともに、指導・研修により加害者の再発防止に努めること。
- 11. マタニティハラスメントをはじめとするさまざまなハラスメントに対して、防止に関する 指針を早急に策定すること。

- 12. 障がいのある子どもの教育保障に向けて介助員制度を創設すること。併せて、特別支援教育サポーターの待遇改善を行うとともに活動範囲や活動時間帯の拡大に努めること。
- 13. 教員免許更新講習については、該当する教員への周知を徹底するとともに、教員が講習をスムーズに受講できるよう配慮すること。また、「中堅教員研修」の単位認定について、対象者に周知すること。
- 14. 多忙化解消の1つとして、変形労働時間の適用を拡大すること。
- 15. 教職員の長時間勤務の解消に向けて、教育委員会に設置されている「学校業務改善ワーキンググループ」での協議内容を明らかにされたい。
- 16. 年休の取得を促進するため、現在の4月付与を10月に移行されたい。
- 17. 教特法第22条第2項に基づく研修については、教員の資質向上を図るため積極的に取得するよう働きかけられたい。
- 18. 市政改革による市立幼稚園の民営化を行わないこと。
- 19. 市立幼稚園に事務職員と管理作業員を配置すること。
- 20. 障がいのある園児がいる市立幼稚園に対して、特別支援教育担当教諭を配置すること。また、介助アルバイトの勤務日数を増やすとともに増員を図ること。
- 21. 教職員の給与・勤務労働条件については、政令市への給与負担等の移譲により大きく後退した。地方公務員法第24条に基づき、学校現場特有の実態を考慮し、子の看護休暇や妊娠障害休暇、時休の分割取得などを府と同様の制度とすること。
- 22. 学校事務における臨時的任用職員の給与については、月額とすること。
- 23. 新たな人事評価については、一部相対化を導入せず絶対評価とすること。また、評価結果については、給与等に反映させないこと。併せて、評価制度の向上に向けて、引き続き、管理職を含む教職員へのアンケートを実施すること。また、管理職などの評価者に対する研修の更なる充実を図ること。
- 24. 雇用と年金の確実な接続を図るため、再任用制度の処遇改善を図ること。
- 25. 2020 年度から導入される会計年度任用職員の制度構築について、臨時・非常勤職員の処遇改善の観点から制度設計を早急に明らかにすること。

<施設・設備について>

- 26. 災害時の避難所として、また、児童・生徒、教職員の安全確保のために、老朽化した校舎の 新、改築や耐震性の不十分な校舎の補強を早急に行うこと。
- 27. 学校園のすべての教室・保育室にエアコンを設置すること。また、修理部品の無い老朽化 したエアコンについては、速やかに交換を行うこと。
- 28. 障がいのある子どもが安心して学校生活が送れるよう、また、教職員の負担軽減のため、 教室や校舎間の段差解消のための縦移動のエレベーターを設置すること。
- 29. 保健室は、子どものけがや病気の対応をはじめ、カウンセリングや事務処理など多岐にわたる機能を有することから、2教室以上のスペースを確保すること。また、足洗い場やシャワー等を整備すること。
- 30. 男女別休養・更衣室を早急に全ての職場に設置すること。また、空調設備(エアコン)・内線電話を設置するなど、整備基準を改善するとともに、老朽化した休養室の改修を備品等の更新とあわせ促進すること。
- 31. 本務職員だけでなく、講師等も含めたすべての教職員に、一人一台の校務支援パソコンを支給すること。

以上